平成２５年（フ）第５１５９号
東京都足立区栗原２丁目17―10―102
債務者　小野寺清一
1　決定年月日時　平成25年５月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月16日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月16日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第５１６１号
東京都江東区潮見１丁目29―15―1405
債務者　西澤絵莉香
1　決定年月日時　平成25年５月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月16日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月16日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第５１６２号
東京都板橋区三園１丁目49―21―106
債務者　安達　　登
1　決定年月日時　平成25年５月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月16日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月16日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第５１６３号
東京都葛飾区新小岩１丁目56―１―204
債務者　玉城　　康
1　決定年月日時　平成25年５月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月16日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月16日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第５１６５号
東京都板橋区四葉１丁目22―６―101
債務者　宗像　隆行
1　決定年月日時　平成25年５月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月16日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月16日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第５１６６号
東京都板橋区四葉１丁目22―６―101
債務者　宗像　明美
1　決定年月日時　平成25年５月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月16日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月16日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第５１７５号
東京都足立区南花畑４丁目11―２―509
債務者　佐々木セグンディナこと　ササキ　セグンディナ　ジェイアール　カリカ
1　決定年月日時　平成25年５月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月16日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月16日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第５１７６号
東京都江東区東砂２丁目16―７―904
債務者　金子　真弓
1　決定年月日時　平成25年５月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月16日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月16日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第５１７８号
東京都江東区森下３丁目18―３　第２森下コア201
債務者　大和田　隆
1　決定年月日時　平成25年５月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月16日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月16日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第５１７９号
東京都江戸川区江戸川１丁目33―21
債務者　高橋千恵子
1　決定年月日時　平成25年５月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月16日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月16日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第５１８６号
千葉県船橋市小室町902―Ｂ―２―510
債務者　加藤　博之
1　決定年月日時　平成25年５月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月16日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月16日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第５１９２号
東京都大田区本羽田１―27―14、住民票上の住所東京都大田区蒲田本町２丁目６―３―102
債務者　齊間精一郎
1　決定年月日時　平成25年５月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月16日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月16日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第５１９４号
東京都中央区湊３丁目８―１―201
債務者　山賀絵里香
1　決定年月日時　平成25年５月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月16日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月16日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第５２０１号
埼玉県新座市栗原５丁目３―12―102
債務者　長峯　正男
1　決定年月日時　平成25年５月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月16日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月16日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第５２０７号
東京都北区神谷１丁目10―２―203
債務者　三反崎真以
1　決定年月日時　平成25年５月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月16日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月16日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部